

論説 権力 / 知装置としての国際制度 : 国際制度 / レジーム論の再検討

| | |
|-----|---|
| 著者 | 南山 淳 |
| 雑誌名 | 筑波法政 |
| 巻 | 36 |
| ページ | 35-60 |
| 発行年 | 2004-03-31 |
| URL | http://hdl.handle.net/2241/00156035 |

権力／知装置としての国際制度

— 国際制度／レジーム論の再検討 —

南山 淳

はじめに

一九八〇年代以降に生じた国際制度論あるいは国際レジーム論といわれる分野の著しい発展は、現代国際関係理論において実証主義がもたらす諸問題の特徴的に示唆している。本稿の目的は、特に「国際制度／レジーム」の概念構成および、その権力／知のダイナミズムに焦点を当て、実証主義国際関係理論に関する批判的検証作業を行うことにある。^(一)

まず、一章において、かつてイギリスの国際政治経済学者スーザン・ストレンジ (Susan Strange) が展開した、国際レジーム論批判を取りあげる。周知のごとく、ストレンジのレジーム批判は国際制度の諸理論全般に共通する問題を論じた重要な論考である。ただし、それはあくまで広義の実証主義の射程にとどまる批判であり、これを冷戦後

のポスト実証主義国際関係理論の文脈で再検討することが必要になる。そのような作業を通じて、国際制度／レジーム概念が内包する政治的な「論争性」の問題と権力／知の相関性の次元を確認することができる。

次に、錯綜する権力／知ネットワークにおける国際制度／レジーム構築の過程を理論的に検討する。国際関係の制度化は、様々な国際主体が複雑に絡み合い、物質構造と規範構造を横断しながら、間主観性の次元において半永久的な衝突をくり返す権力過程である。第二章では、特にジャック・デリダ (Jacques Derrida) の法／制度と正義に関する論考に依拠しながら、国際制度／レジーム論の脱構築に必要と思われる幾つかの理論的視座を提示する。

そして、最後に、三章において、国際制度／レジームの最も重要な構成要素である、主権国家が「構造的アナキーの制度化」というフレーム・ワークの中で、いかなる役割を担ってきたかという点に焦点を当て、その理論的な問題点を、ステイブン・クラズナー (Stephen D. Krasner) が提示した、国際政治における (国家) 「主権 (sovereignty)」概念の批判的検証作業を通じて明らかにする。

一 論争概念としての国際レジーム

一九八二年、国際レジームに関する初の総合特集を組んだ *International Organization* 誌上において、スーザン・ストレンジが「国際レジーム論 (Theories of International Regimes)」に対する徹底的した批判を展開したことはよく知られている。他の論者がレジーム概念のさらなる精緻化あるいは批判的検証作業に重点を置いているのに対して、ストレンジ論文は国際関係理論における「レジーム」概念の使用を全面的に拒否して、構造的権力 (structural power) の観点から以下の五点についてレジーム論批判を行った。

まず第一に、国際レジーム論はアメリカの政策的関心事項の影響を受けやすく、国際関係論の特殊アメリカ的性質に起因した、知的流行現象 (fad) に過ぎないという批判である。確かに七〇年代以降、ベトナム戦争の敗北、ブレトン・ウッズ体制の崩壊、石油危機といったアメリカの覇権の凋落を象徴する事件が頻発し、その時期を前後として「覇権安定論 (theory of hegemonic stability)」と覇権後の覇権安定論である「国際レジーム論」が注目されるようになった事実は、それらが学問的関心によるものというより「衰退しつつあるアメリカの覇権をどのように維持するか」というアメリカ国内の政治的要請に基づくものという側面をもっていたということは否定できない。¹⁰

第二の批判は、レジーム概念のもつ曖昧さとそれがもたらす不正確さに向けられた。たとえば「レジームとは、国際関係の特定分野において行為主体の期待が収斂していく明示的あるいは黙示的な原理 (principles)、規範 (norms)、ルール (rules)、意思決定手続き (decision-making procedures) のセットである」という合意されたレジーム概念の定義を分析指標として使用することは理論的に大きな問題をもたらす。なぜなら、この定義を構成する諸概念の抽象度が高いため、その解釈には常に振幅があり、レジーム領域の画定は研究者個人の主観性に依存することになるからである。¹⁰

確かに成文化された国家間条約および実体として存在する国際組織に関しては、主にルールや意思決定手続きなどの「客観的」指標を軸としてレジーム分析を展開することが可能である。しかしレジーム論本来の目的は、フォーマルな国際的とり決めだけには還元することのできない黙示的な秩序形成過程を明らかにすることにある。重要なことは、レジームのルールや意思決定手続きという客観的指標が依拠する行為者の主観的認識、すなわち「アナキーな国際システム構造下でも国際協調は可能である」という命題を導出しえる原理および規範が、どのように構成されるのかという点である。だとすれば、逆にそれを「客観的な」理論構築のための指標とした場合、レジーム概念が内包する

主観性の問題は常に概念的曖昧性を伴うことになる。

第三の批判は、レジーム論の現状維持的価値志向性に向けられる。国際レジーム論本来の目的は世界政府の機構化⁽¹²⁾によってではなく、「政府なき統治 (governance without government)⁽¹³⁾」を通じてアナキーな国際システム構造を秩序化し、国際的相互依存やグローバル化の拡大・深化によってもたらされる不安定要因を効果的に管理することにある。そのため秩序の樹立と安定的な維持が、あらゆる価値・目的に優先されることになり、結果として国際正義や配分の不平等の問題は二義的なものとならざるをえない。

もちろん大國間のバランス・オブ・パワーあるいは超大國の覇権によつて、国際秩序を維持しようするネオリアリズムと比較した場合、自発的な合意形成を重視する国際レジーム論は、より平和的な指向をもっているといえるが、静態的秩序の維持を重視するという点で規範的批判を免れることはできない。

これと関連して、第四の批判点となるのはレジーム概念の静態性である。一般にレジーム論はレジーム形成における共通のルールや一般的なとり決めに強調する傾向が強い。そのため理論的関心が静態的な國家間關係へと集中し、グローバルな市場や技術の革新が(国際レジームを含む) 國際關係全般に及ぼす動態的な影響を把握することが困難になる。特に經濟領域のグローバル化が急速に進展している現代國際關係において、レジーム概念の静態性は理論的な制約要因になるといふ批判である。

そして最後の批判は、國際レジーム論が國家中心主義的パラダイムに強く拘束されているという点、すなわちその國家中心性 (state-centeredness) の問題に向けられている。國際的なアナキー構造下において、より協動的な秩序形成を担う行為主体の中心が主權國家となることは避けられない。仮に經濟領域において多國籍企業が、人權や地球環境問題においてNGOの存在が、レジームに少なからぬ影響を及ぼすことがあつたとしても、國際レジームの主な

形成主体はあくまで国家であり、非国家主体の問題は、少なくとも理論的には二義的な問題として処理されることになる。ただしここで問題となるのは、実体としての国家が国際関係における主要な行為主体であるか否かという伝統的な争点ではなく、国家を理論的指標とした場合に生じる認識論的な制約条件の問題である。

国際レジーム論の目的はあくまでアナキー構造下における制度的国際協調の条件を模索することであり、その理論的関心はレジーム形成時の国家行動とレジームを維持していくうえでの国家間関係のありように集中する傾向がある。結果として国際レジームのアジェンダとして顕在化していない問題に対する関心がほとんど払われなくなり、その関心はもっぱら国際レジームが発生した事例、現実にはレジーム形成が成功した事例に集中することになる。⁽¹⁴⁾レジームが形成されない国際政治経済の「影の部分」が、あたかも存在しないかのような印象を与えるレジーム論の国家中心性をストレンジは「明暗対照法的分析 (analytical chiaroscuro)」と呼び、これを強く批判したのである。⁽¹⁵⁾

ストレンジの主張は、単なるレジーム論批判にとどまらない国際関係論・国際政治経済学のあり方そのものを射程に入れた根源的な批判を含んでおり、学説史上、重要なものである。しかし、およそ二〇年以上を経た今日、その後のレジーム研究の進展を踏まえたうえで、ストレンジが展開したレジーム論批判を改めて検証することが必要である。⁽¹⁶⁾

まずレジーム論は、「知的流行現象」に過ぎないという批判は、国際関係理論のアジェンダ設定が、アメリカの対外政策上の関心事項に影響されやすいという国際関係論の問題点を指摘しているという点で、今日でも重要な意味を含んでいる。国際レジーム論が「覇権衰退後のアメリカの覇権をどのように維持するか」という政治的意図を反映したものであるという指摘は今日に至っても引き続き妥当性を持ち続けている。しかし現実政治からの要請が国際関係理論の方向性を制約するという傾向は、何もレジーム論にかぎられたものではない。とりわけ冷戦後の国際レジーム

研究はもはや一過性の「知的流行」とはいえない程度にまで拡大してきている。

一般に国際関係理論の「耐用年数」は短いといわれるが、レジーム論のそれは比較的長期に渡るもののひとつである。一九七〇年代末に国際的相互依存の¹⁷⁾下位概念として導入された「国際レジーム」は、ネオリベラル制度主義を中心とした現代国際関係理論にとって不可欠な中核概念であり、その系譜はいわゆるグローバル・ガヴァナンス論 (Global Governance)¹⁸⁾へと連なっている。その後のネオリベラル制度主義とグローバル・ガヴァナンス論の隆盛を見れば、国際レジームは単なる知的ファッションの段階を越え、固有の系譜を形成しつつあるといつてよい。

第二のレジーム概念の曖昧性に関しても、それは国際レジーム論に特有の性質とはいえない。「権力」や「安全保障」といった国際関係論の基本概念は常に論争性を内包しており、これらの概念を分析用具として活用するために重視すべきことは概念定義の明晰性よりも、レジーム概念がどのような理論枠組み、あるいは体系的な解釈手続きに依拠して使用されているのかという点である。

第三の批判であるレジーム概念の現状維持志向性の問題も基本的にはレジーム概念そのものの問題ではなく、それがいかなる理論枠組みの中で使用されているかという点に密接に関係している。たとえば国際システムのアナーキー構造の影響を絶対視するネオリアリズムにとつて、レジームは容易に大国支配を正当化するための道具となりえるし、¹⁹⁾レジームが国際関係における独立変数となることを積極的に主張するネオリベラル制度主義も「アナーキーの論理」を乗り越え、よりましな国際秩序を樹立するための要件として、弱小国に対して抑圧的な大國間協調をある種の国際レジームとして肯定するという論理を内包している。

しかし他方で、特にレジームの規範構造に着目した場合、地球環境、人権、貧困等の問題に関して、現存する国際秩序に批判的なレジームの構築の可能性もあり、(主権国家に制約されない) マイノリティの視座に立ったレジーム

分析の展望が開かれる可能性があることも事実である。⁽²⁰⁾ 少なくとも冷戦後の今日においては、国際レジーム論が現状維持的であるか否かは、レジーム概念がいかなる理論的枠組みの中で使用されるかという点に依存しているのである。第四の静態性批判は二つの要素から成り立っている。ひとつは、概念上の関心がもつばら国際的なルールや明示的などり決めといった結果 (outcomes) に集中しているという点、もうひとつは、たとえ現実の結果が可変的なものであるとしても、それらを固定的なものとして処理しようとする理論的傾向が強いという点である。

前者については、ストレンジが念頭においていた七〇年代のレジーム論については概ねあてはまるが、一九八〇年代以降レジームの形成・持続・変容といった研究が進展するにつれて、その妥当性は低下してきている。さらに後者に関しても、第二の批判と同様、それがレジーム概念固有の性質に基づくものとはいえない。むしろ、それは研究者がレジームを概念としていかなる形で使用するかという点に左右される。

最後のレジーム論の国家中心性に関する批判は現在でも理論的な妥当性を保持している。国際レジームにとって、実体としての国家間条約や国際機構だけではなく、各々の争点領域における規範構造も重要な構成要件である。そのため多国籍企業やNGO等の非国家主体の増加あるいはグローバル化の進展にともない拡大しつつあるグローバルな市民意識がレジームに与える影響は決して軽視できなくなっていることは周知の事実である。⁽²¹⁾ にもかかわらず、冷戦後のレジーム論における国家・非国家主体間関係には明白な(あるいは暗黙裏の)ヒエラルキーが構造化されていることは否定できない。そこには依然として「冷戦後の国際レジーム論」がはらむ重要な問題が含まれているが、ストレンジが指摘する種々の問題はやはりレジーム概念固有の欠陥によるものとはいえない。それは現代国際関係理論におけるいくつかの政治的論争概念と同程度のものであり、あくまでレジーム概念がいかなる「解釈の格子」を通じて使用されているのかという問題なのである。⁽²²⁾

ストレンジへの反批判は、レジーム概念の有効性を再評価するというよりも、異なった視座からの理論構築の可能性という観点から理解すべきものであり、このことは国際レジーム論の問題がレジーム概念そのものではなく、レジームに具体的な意味を付与する理論枠組みのあり方に起因するということを意味している。

冷戦後の国際レジーム論は、特にレジーム概念の間主観的構成をめぐって、実証主義を軸として認識論的に収斂する傾向を示している。特にネオリベラル制度主義はレジーム概念の定義を「国家間で交渉された明示的ルールを有する制度」⁽²⁴⁾にまで縮減することで、レジーム論を検証可能なりサーチ・プログラムを有する実証主義国際関係理論へと再構成を試みている。ただし明示的な制度にのみ焦点を当てれば、理論の静態化を招き、レジームそのものの変動過程を説明することは困難になる。この問題を解決するために、実証主義者は、たとえばデモクラシーや自由経済といった明示的制度規範を実証主義的認識論に従属させる形で導入し、レジーム概念の間主観性と検証可能性の問題を論理的に両立可能なものと再加工しようとしているのである。⁽²⁶⁾

二 権力／知装置としての国際制度

国際レジーム論の検証を通じて、国際協調の制度的枠組みが物質構造と規範構造の境界領域において間主観的に構築・維持されているということ、したがって制度的国際協調は、本質的に権力／知の稼働領域において展開する現象であることが確認された。本章では国際制度／レジームが権力／知のネットワークのなかでいかに構築されていくかという観点からさらに理論的な検討作業を進める。

国際制度／レジームをめぐる論争は「国際システムのアナーキー構造に起因する権力政治をバランス・オブ・パ

ワーあるいは覇権システムを通じて相対的に安定化させていくか（ネオリアリズム）、「リベラルな国際制度の構築を促進することで、アナキー構造自体の中長的な修正を試みていくか」（ネオリベラル制度主義）、あるいは「歴史構造・文化といった国際主体の規範構造上の属性が、アナキーを間主観的に構成する点を重視することで、アナキーをより穩健な制度的取り決めへと読み替えていくか」（コンストラクティヴィズム）という論点を中心に展開されてきた。²⁷そしてこのような議論は、国際的権力政治をコントロールする手段としての制度（化）の有効性をどのよう²⁷に評価するかという観点から理解されるのが一般的である。

ただいずれの立場を選択するにしても、そのような問題構成に立つかぎり、構造的アナキーは存在論的に所与であり続ける。少なくとも実証主義的／合理主義的国際関係理論における国際制度／レジームの位置づけは、国際的アナキー状況を管理／支配するために行使される道具的理性の範疇にとどまらざるをえないのである。というのも国際制度／レジームそのものを独立変数としてとらえるにせよ、従属変数としてとらえるにせよ、構造的アナキーという「理解可能性の格子」に測ることなく、国際制度／レジームの存在を合理化することは論理的に不可能だからである。国際制度／レジームは必ずしも普遍的な国際正義に依拠した法制度を意味するわけではないが、それは明示的なものであれ、黙示的なものであれ、特定の秩序に対する「国際社会」の同意を規範的に保証しうる唯一の取り決めである。

このことは政治的に重要な意味を含蓄している。バランス・オブ・パワー・システムに連動するものであれ、覇権安定を生みだすものであれ、構造的アナキーは剥きだしの「抑圧装置」として強制／剥奪機能を再生産する最も基本的な動因である。そして、それはしばしば軍事力を中心とした物質構造として構成されるため、被権力側からの反発を誘発し、必然的に権力行使のコストの上昇を招くことになる。これに対して抑圧装置の強制／剥奪機能によって

遂行される「希少価値の権威的配分」を合理化し、抵抗のコストを低減することが国際制度／レジームの果たす規範構造上の役割である。それは国際的な権力政治過程を擬似的な「国際社会」の意思として正当化し、国際規範へと再構成していく手続きに他ならない。換言すれば、現代の国際制度／レジームは剥き出しの権力関係を認知させないための「イデオロギー装置」として機能しているといえる。²⁸⁾

もちろんアナキー構造下の権力政治においては、しばしば抑圧装置としての機能が優越することはいうまでもない。しかし権力関係の安定化を促す決定的な要因が被権力側の心理的側面に大きく依存する以上、権力装置を中長期的に維持していくうえでイデオロギー装置としての機能が決定的な重要性を帯びることになる。したがってネオリアリストが主張する国際的アナキーの構造的制約性とネオリベラル制度論者が主張する国際制度／レジームの自律性は決して二律背反の関係にあるのではなく、グローバルな権力装置を構成する物質構造／規範構造という二つの不可分の側面を示しているに過ぎない。国際紛争や安全保障の問題を、ネオリアリズム対ネオリベラリズムという二項対立図式を通じて理解することは多くの場合は不毛であるか、さもないならばグローバルな権力政治過程と国際制度／レジームの境界線上で稼働する権力作用を隠蔽してしまうことになるのである。

通常、国際関係を制度化する試みは、それが国家間条約であれ、伝統的な国際機構であれ、国際的アナキーを何らかの形で秩序化するために促進される。しかしアナキー構造の廃絶を企図して構想される世界政府論とは異なり、国際的な諸制度は（少なくとも一義的には）ある種の調整機能を果たしているに過ぎない。したがって構造的アナキーは国際制度／レジーム構築のための理論的な与件であり、両者を別のものとして扱う認識論上の根拠は存在しないのである。

国際制度を構築する主要な目的は、国際政治を可能な範囲で国内政治に準拠させる形で「法制度化 (legalization)」

し、国際紛争の処理を合理化することである。法制度化とは機構化を通じて「国際正義」を強制するのではなく、国際法秩序を遵守させるために措定された制度上の取り決めを具体化した枠組みに過ぎない。したがってそれは決して法制度の創設と法の適用をめぐって展開する政治的対立を否定するものではない。²⁹ そのような国際（法）制度の特質を権力／知の視角からとらえ返そうとする場合、ジャック・デリダの法制度および法／権利に関する議論が有益である。³⁰

法規範の基礎づけと法制度そのものの維持運営とは、常に行為遂行的に行われるものであり、ゆえにそれは（法制度の設立過程において）解釈を独占しようとする暴力に依存せざるをえない。³¹ このような観点から、法／権利に由来する二つの暴力として、「法を基礎づける暴力（die rechtsetzende Gewalt）」と「法を維持する暴力（die rechtsertahlende Gewalt）」を区別することをデリダは主張する。³² 前者は法制度の創設過程において特定の秩序を創出し、それを執行する際に行使される法／権利を基礎づける暴力であり、後者は法制度あるいは法秩序自体（治安）を常に執行可能な状態で永続的に維持・強化することを目的とする暴力である。³³

後者に関しては、維持されるべき法秩序の内容が一定の社会的合意を獲得しているとされていくかぎりにおいて、たとえそれが行為遂行的な権力を通じて構築されたものであったとしても、秩序そのものの正当性が揺らぐ可能性は相対的に低いといえる。両者を厳密な意味で区別することは不可能であるが、特に国際制度／レジーム問題に関して重要な視座を提供しているのは前者である。デリダによれば、

この（法を基礎づける）暴力そのものは、正義にかなっていないとも正義にかなっていないとも言えない。いかなる正義をもってしても、すなわちいかなる法／権利があらかじめあつてかつ前もって基礎づけをなしていないよう

とも、また既存のいかなる基礎づけ作用をもつてしても、定義からして、その暴力に保証を与えることはできないし、かといってそれに抗弁したり、妥当でないとして否定することもできないであろう。正義になうようにする言説はどれもみな、創出的言語活動の行為遂行性やその支配的な解釈との関係で、メタ言語の役割をやりこなすことはできないし、やりこなすべきでもない。³⁴⁾

留意すべきは、国際政治における制度／権力／規範という三者間に成立する構成関係である。国際領域における制度の創出・維持には当該制度が政治的正当性を獲得していなければならず、そのためには、共有化された国際規範および規範化を推進（強制）する裏付けとしての権力が適切に配置されていることが不可欠になる。換言すれば、国際制度／レジームは物質構造と規範構造をグローバルに再配置する権力／知の「装置 (dispositif)」として機能するのである。ミシェル・フーコー (Michel Foucault) が提起した装置という概念は、現代政治学における制度（化）概念と比べて、³⁵⁾客観的な、あるいは合理的な定義を拒絶する非常に複雑な概念である。それは言説、制度、建築様式、規則上の諸決定、法、行政的基準、科学的言明、哲学、道徳的命題など、複合的で全く異質な要素によって構成される社会的総体を意味している。³⁶⁾

もちろん物質／規範構造の配置および転位のプロセスは常に不安定であり、たとえば国際連盟の崩壊に見られるように、制度そのものの変質・破綻を招来する可能性が恒常的に存在している。しかしそれゆえに、国際制度／レジームを、グローバルに横断・展開する権力／知ネットワークを顕在化させる「場」として措定することが可能になるのである。そのように考えれば、認識論的実在論に依拠した実体的な国際制度／レジームの理解が不適切であることは明らかであり、国際的な制度および制度化をグローバルな権力／知体制の構築過程という観点からとらえることが、

「道具的理性」という制度観と実証主義／合理主義的認識論に依拠してきた国際制度／レジームの諸理論を脱構築するうえで不可欠な条件となる。

国際制度／レジームをグローバルな権力／知装置として措定することで、国際的な制度化が及ぼす歴史構造の変動を理論的に理解する展望が開かれる。国際政治を制度化するということは、構造的アナキーに起因する権力関係に對して、特定の（法）秩序、すなわち所与の階層秩序に依拠した規範構造を、正当なゲームのルールとして強制することである。しかし制度は常に権力効果の帰結であり、権力／知装置を通じて促進される規格化の過程に他ならない。そして権力関係から制度への転換の契機となるのが、デリダのいう法を基礎づける暴力の発動なのである。

社会的諸集団間で発生する暴力行為は、それが何らかの政治的意図を含蓄しているかぎり、常に法定的な性質をもつ。そして一度、制度／法秩序の樹立という目的が達成された後、法を基礎づける暴力は、制度化された権力関係を維持するために法を維持する暴力へと転化していく。つまり、法を基礎づける暴力は新しい正統な権力構造を創造することを目的として発動される「起源」の暴力であるという点で、単純な暴力とは区別されるのである。もちろんそれは具体的な暴力である以上に、本質主義によってもたらされる認識論的な暴力を意味する「法／権利・政治・道徳からなる象徴的次元」の現象である。⁽³⁸⁾したがってグローバルな権力／知ネットワークの中で特定の権力関係を正統なものとして構造化するためには、規範的にも物質的にも、力の一撃（un coup de force）によって行為遂行的に発生する認識論上の断絶が必要となる。

世界戦争あるいは革命運動の拡大によって生じる大規模な暴力の行使を契機として、世界秩序の制度化が促進されるという近代以降繰り返し返されてきた国際政治の基本的なパターンを考えれば、戦争と革命は常に法を基礎づけるグローバルな暴力の発動であり、したがって構造的アナキー下における制度化の推進には本質主義的な暴力の行使が

不可避となる。二度の世界大戦と国際連盟および国際連合設立は、全体戦争という絶対的な暴力による世界秩序の破壊と再構築の過程であり、国際的な制度化／暴力の典型的な例といえる。

それは法を基礎づける暴力の発動が直ちに正統な（法）秩序を創出し、法を維持する暴力を恒常的に機能させることで、当該制度が安定化するという単純なことではなく、制度化された権力関係としての（法）秩序には常に法を基礎づける暴力／法を維持する暴力が構造化されているという意味なのである。当該制度自体がいかに恣意的な暴力の存在を拒絶し、自らの道徳的普遍性あるいは規範的優越性を謳っていたとしても、その起源において、法秩序を基礎づけるために恣意的に行使される暴力の存在から逃れることのできる法的・政治的制度は存在しえない。（デリダが依拠した）ヴァルター・ベンヤミン（Walter Benjamin）が、法的なものの核心部に見いだした「何か腐ったもの」とは、（法）制度規範として表象される「正義」そのものに内在する「起源」の暴力を意味するのである。³⁹

三 国際政治における制度／主権

国際制度／レジームの問題を考察しようとする場合、国際制度と、その最も主要な構成要素である主権国家との関係をどのように理解するかという点が重要であるということは改めて強調するまでもない。権力政治／構造的アナキーが国際システムの基本特性であるとすれば、なぜ諸国家は様々なコストを支払いながら、安全保障領域を含む国際政治の継続的な制度化を促進してきたのか。もちろん、それを単なる目的合理性あるいは道具的理性の観点から説明することは可能である。しかしながら、それだけで国際連盟や国際連合に代表される普遍的なメンバー・シップと多国間主義（multilateralism）に立脚した国際制度／レジームが「国家間に規範的なコンセンサスが存在しない領域へ

の介入」を拡大するという近代以降の国際協調に見られる顕著な傾向を理解するには不十分である。⁽⁴⁰⁾

他方、国際制度／レジームを、集権化を通じて自然状態からの脱却を企図した近代・的・投・企として理解することも可能である（その延長線上には「世界政府機構による統治」という究極の集権機構が指定されている⁽⁴¹⁾）。そのようなとらえ方は、国際政治の制度化を思想的契機とする点で、単純な機能主義に依拠するよりも、その社会的構成性の次元をよりの確に理解することができる。しかしながら、権力／知の視角から、国際制度／レジームと主権国家の関係を存在論・認識論レヴェルで理解するための枠組みとしては、やはり不十分であるといわざるをえない。というのも、そこには国際政治の伝統的自然状態を集権化を通じて近代化／制度化を図るという、典型的な二項対立図式が指定されているからである。主権概念については、近年ステイブン・クラズナーが提出した研究が重要な示唆を含んでいるので、以下これを検証しながら、主権国家と権力／知装置としての国際制度／レジームの相関性について見ていきたい。

まずクラズナーは、主権の概念的および経験的な意味として「国内的主権 (domestic sovereignty)」、「相互依存的な主権 (interdependence sovereignty)」、「国際法的主権 (international legal sovereignty)」、「ウエストファリア主権 (Westphalian sovereignty)」の四つを区別する⁽⁴²⁾。国内的な主権とは国内の権力関係における公的権威を意味し、相互依存的な主権とは国際的相互依存現象にもなつて拡大するトランスナショナルな諸関係がもたらす様々なリスクを管理する政府の能力を意味する。ウエストファリア主権とは、アナキーな国際政治構造下における「内政不干涉原則」を行為規範として構築される主権概念であり、国際法的主権とは、国家権力の正統性に対する国際的承認を通じてなされる対内的・対外的権力基盤の強化を意味する。クラズナーは、特に国際主体間の戦略的な権力関係の視角から、ウエストファリア主権と国際法的主権の重要性を強調する。

外部からの影響力を排除し、国家の事実上の自律性を維持することを行為規範としたウエストファリア主権、ならびにそれを法制度的に補強する国際法的主権という概念理解そのものは標準的なりアリズムあるいはリベラリズムのそれと基本的には変わらない。しかしながらたとえば戦勝国による敗戦国の半永久的占領や半強制的な領土割譲は近代以降の国際政治の歴史において例外的な現象ではないという点を考えれば、ウエストファリア主権は、決して国際社会を構成する全ての主権国家に一律に享受されてきたわけではないことが理解できる。したがって、内政不干涉を基本原則とするウエストファリア主権が、普遍性あるいは経験的な客観性を持ちえない概念であることは明らかである。

他方、国際法的主権は、近代国際社会成立以降、現代国際法体系が整備されるのと並行して、規範構造上の普遍性を制度的に担保することに概ね成功してきた。しかしながら国際的な権力政治の論理によって、国際法の実効性に常に疑問符が附されるという状況は、冷戦後の今日においても基本的に変わっていない。クラスナーが強調する二つの主権概念が意味するところは、要するに国際的なアナキー構造下における内政不干涉原則を主に物質構造の観点からとらえたものがウエストファリア主権であり、同様に規範構造の観点からとらえたものが国際法的主権なのである。それではウエストファリア主権および国際法的主権は事実上いかなる機能を果たしているのであろうか。ここでクラスナーが導入するのが「組織的偽善 (organized hypocrisy)」という概念である。周知のごとく、内政不干涉原則はウエストファリア体制の根本原理であるが、しばしば大国によって明白な侵害を被ってきた。問題は、にもかかわらず、なぜアナキー構造下の強者としての大国がウエストファリア主権や国際法的主権を堅持し続けるのかという点である。

事実上の国家主権が組織的偽善として機能することで、換言すれば、内政不干涉と国際的権力政治の論理を具体的

な状況に応じて使い分けることで、大国の対外政策上の選択肢は飛躍的に拡大する。それはアナキー構造下において特権的な軍事力（ウルティマ・ラティオ）を享受する大国が国家主権の意味内容を恣意的に決定できることを意味している。つまり内政不干渉を原則として擁護する一方で、その適用除外条件および主権概念の定義そのものを変更することで、国際法的主権／ウエストファリア主権の恣意的に運用を図るとというのが主権概念の基本的な特質なのである。

国家主権とは、国際的権力政治における強者が自らの権力の正統性を強化するために利用する道具に過ぎない。近代以降の国際政治史において主権概念が持続的な発展を遂げた最大の要因は、それが普遍的な価値観に立脚した概念だからではなく、大国の道具的理性に合致していたからに他ならない。その意味で、リアリストの系譜に属するクラズナーにとって、国家主権は組織的偽善の産物なのである。

いかなる形で表象されるにせよ、「国家主権の擁護」は国家システム／国家間協調／国際制度を貫く最も根本的な価値規範である。クラズナーが提起した国際法的主権／ウエストファリア主権という視角は、特にシステム・レヴェルで国際政治をとらえようとする場合、主権概念のより現実に即した理解を可能にしている。ただしそれも組織的偽善を規定している規範構造自体を、構造的アナキーおよび国際的権力政治に依拠した客観的な物質構造に無条件に従属させてしまうという実証主義的／合理主義に特有の欠陥を免れてはいない。そこには、たとえばグローバリゼーションの影響がウエストファリア体制をいかに変容させたかといった、規範構造の変容が物質構造の変動を引き出す過程に対する理論的視角が決定的に欠落しているのである。⁽⁴⁵⁾

しかしながら本稿でクラズナーの「組織的偽善としての主権」という概念を取りあげる目的は、ここで実証主義批判をくり返すことにあるわけではない。ここで問題化しようとしているのは、国家主権という国際政治における最も

普遍的な規範概念が、複雑で錯綜した権力構造の中で構築され、恣意的に使用されてきたという事実である。国際政治において主権を行使する中心的な主体はもっぱら大国であるが、その主権者としての特権的地位は物質構造上の権力配分によってのみ決定されるわけではない。

規範構造の観点に立てば、例えば国際関係における弱者であるポスト植民地主義国家からは、対内的な権力の正統性の脆弱性を相殺するために、国際法的主権／ウエストファリア主権への欲求はむしろ高まるといつてよい。したがっていかなる側面を強調するにせよ、物質構造と規範構造を横断しながら国際政治を規格化する主体構成権力の観点から主権概念をとらえ直すことが重要になるのである。

そして権力／知装置としての国際制度／レジームが主体構成の「場」である以上、主権の意味内容をめぐる衝突は象徴闘争とならざるをえない。ピエール・ブルデュー (Pierre Bourdieu) によれば、権力関係に内在する象徴的支配効果に着目する象徴権力は、権力関係の不可欠な構成要素である。権力を行使する側と当該権力関係に従属している側には、共に自らの立場を誤認 (meconnaître) し、あたかも権力関係など存在しないかのように再認 (reconnaître) するという、ある種の「共犯関係」が成立している。ブルデューは、所与性を疑われることのない構造の中で正当な象徴に基づいて行使される権力を「構造化されているがゆえに構造化する支配の手段」と位置づけ、これを「象徴権力 (pouvoir symbolique)」としたのである。

「象徴暴力 (violence symbolique) を行使するあらゆる権力、すなわちさまざまの意味を押しつけると同時に、自らの力の基盤である力の諸連関 (les rapports de force) を隠蔽することによって、それらの意味を正統なものとして押しつける権力は、そのような力の諸連関に固有の象徴的力を加える」⁴⁷。象徴暴力とは、恣意的に選択された意味作用を押しつけるだけでなく、押しつけるといふ行為および、押しつけられた意味作用そのものを客観的真理として正

統化することによって、「権力の遂行と永続化をはかる象徴的支配効果」を意味する。そして権力―被権力間関係における誤認⇨再認を成功裏に循環させていくことで、単なる物理的暴力は象徴権力へと転化していく。⁽⁴⁸⁾

ただしここでいう恣意性とは単なる根拠のないエゴイズムを意味しているわけではない。というのもそれは何らかの意味で合理性を備えていなければ、決して十分な象徴的支配効果を發揮することはできないからである。恣意性とはあくまで意味作用の取捨選択に関わるものであり、意味そのものを捏造することではない。したがって象徴生産／合理化に直接携わる専門家集団の存在、特にその社会集団全体に対する関係性が重要な意味をもつことになる。象徴生産に、直接・間接に関わる、政治家、官僚、外交官、軍人、ジャーナリスト、そして研究者も象徴権力を「捏造」する機能を果たすという意味においては、社会的な共犯関係にあるのである。

おわりに

「国家主権」および（そこから派生する）「安全保障」といった本質主義に根ざした言説を合理化し、象徴暴力／象徴権力へと再加工すること、それは権力／知装置としての国際制度／レジームの重要な機能である。いかなる形態をとるものであれ、国際政治における公的な暴力の行使には、政治的正当性の獲得が欠くことのできない前提条件であり、したがって象徴権力をめぐる闘争は常に現実の国際紛争に先行して展開することになる。

より厳密に言えば、国内主権を中心とする国家主権概念そのものは近代以降の国際政治の展開の中で象徴権力として概ね画定された次元であり、国際法的主権／ウエストファリア主権を中心とした領域は「主権をいかに解釈し、行使する（べき）か」という命題をめぐって象徴暴力が発動される相対的に不安定な次元を構成しているといえる。

権力／知装置としての国際制度／レジームにおいても、特に国家主権は主体構成権力の稼働領域であり、特権的な次元として位置づけられる。様々な批判が提出されているにもかかわらず、主権国家が依然として主要な国際主体として承認され続けているのはそのためなのである。

- (1) 現代国際関係理論における実証主義および権力／知の問題に関しては、拙稿「国際関係理論の認識論的転回―実証主義批判と権力／知―」（一）（二）（『筑波法政』、第三〇、三二一号、二〇〇一年三、九月、一七―五五頁、五一―九〇頁）を参照。
- (2) Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes*, Ithaca : Cornell University Press, 1983. 同書は前年の *International Organization* 誌における国際レジーム特集を再録したものである。
- (3) Susan Strange, "Cave! Hit! Dragons : A Critique of Regime Analysis," *Ibid.*, pp. 337 - 354.
- (4) ストレンジは、主体間関係を（安全保障・生産・金融・知識の各領域において）構造的に規定している権力を「構造的権力」と呼び、それが現代国際政治経済の理解に最も重要な要素であるとした。同時に（ネオ）リアリズムに顕著に見られる、もっぱら主体間関係に限定された権力関係を「関係的権力 (relational power)」として、その不適切性を批判したのである。ストレンジの「構造的権力論」については以下を参照。Susan Strange, *States and Markets*, 2nd, ed., London : Pinter, 1994, pp. 23-42 ; *The Retreat of the State : The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge : Cambridge University Press, 1996, pp. 16-30.
- (5) *op. cit.*, Strange, 1983, pp. 338-351.
- (6) たぐとたぐとを参照。Robert Gilpin, *War and Change in World Politics*, Cambridge : Cambridge University Press, 1981 ; *The Political Economy of International Relations*, Princeton: Princeton University Press, 1987.

- (7) 初期レジーム論の多くは、大なり小なりこのような問題意識に則していたといつてよい。その典型的な例として、Robert O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton: Princeton University Press, 1984があげられる。
- (8) 「覇権衰退論争」に関しては以下を参照。Susan Strange, "The Persistent Myth of Lost Hegemony," *International Organization*, vol. 41, 1987, pp. 551-574; Joseph S. Nye, Jr., *Bound to Lead: The Changing Nature of American Power*, New York: Basic Book, 1990, pp. 1-22; Stephen Gill, *American Hegemony and the Trilateral Commission*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990, pp. 57-88.
- (9) クラズナーによれば、原理とは当該領域における事実、因果関係、公正に関する信条体系であり、規範とは権利と義務という観点から定義された行動準則である。ルールとは行為に対する特定の許可および禁止に関する具体的条項であり、意思決定手続きとは、集団的選択の決定とその実行に際して採択される支配的な行動様式である。Stephene D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequence: Regime as Intervening Variables," *op. cit.*, Krasner, ed., p. 2.
- (10) Oran R. Young, "International Regimes: Toward a New Theory of Institutions," *World Politics*, vol. 38, no. 1, 1986, pp. 106-107.
- (11) 国際的なアナーキー構造下における国際協調という考え方に關しては以下を参照。Kenneth A. Oye, ed., *Cooperation under Anarchy*, Princeton: Princeton University Press, 1985.
- (12) 世界政府の樹立は、たとえそれが望ましいものであったとしてもアナーキーな国際システム構造を前提とするかぎり不可能であるというのが(ネオ)リアリストの世界政府論に対する評価である。他方、国際レジーム論では、世界政府という国際的権力の中央集権化は、その実効性の問題はもちろんだが規範的に望ましいものですらない。なぜなら世界政府とは近代主権国家の規模を最大限に拡張したものであり、現代世界では主権国家自身がその統治機能を大幅に低下させているとの認識に立脚するからである。第三世界で頻発する内戦や「破綻国家」の問題は(少なくとも論理的には)世界政府の樹立が内戦のグローバル化と結びつく可能性を示唆している。Peter Mayer, Volker Rittberger and Michael Zürn, "Regime

- Theory: State of the Art and Perspectives," in *Regime Theory and International Theory*, ed. by Volker Rittberger, Oxford : Clarendon Press, 1993, pp. 395-398.
- (13) 「政府」がフォーマルな拘束力に基づく執行機能であるとすれば、「統治」は行為者間の合意あるいは自発性に基づくインフォーマルなシステムを意味する。James N. Rosenau, "Governance, Order, and Change in World Politics," in *Governance without Government : Order and Change in World Politics*, ed. by James N. Rosenau and Ernst - Otto Czempiel, Cambridge : Cambridge University Press, 1992, pp. 4-5.
- (14) 初期レジーム研究が国際的対立を招きやすい安全保障分野よりも比較的協調が容易な経済・環境領域に圧倒的に集中している理由はここにある。もちろん双方の違いはあくまで相対的なものに過ぎず、特に冷戦後の安全保障レジーム研究は進展の著しい分野のひとつである。安全保障レジームの全体像の理解に有益なものとして以下を参照。op. cit., Jervis, pp. 173-194 ; 山本吉宣「安全保障レジーム」『国際政治』第一一七号、一九九九年三月、二二一-二三八頁)。
- (15) op. cit., Strange, 1983, p. 349.
- (16) Fred Gale, "Cave 'Cave! Hic dragons: a neo - Gramscian deconstruction and reconstruction of international regime theory," *Review of International Political Economy*, vol. 5, no. 2, 1998, pp. 252-283 ; *The Tropical Timber Trade Regime*, London : Macmillan, 1998, pp. 28-29.
- (17) たとえば以下を参照。Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, *Power and Interdependence*, 3rd, ed., New York : Longm, 2001.
- (18) グローバル・ガヴァナンスの研究は膨大な数にのぼるが、その全体像の理解にはたとえば以下が参考になる。op. cit., Rosenau and Czempiel, ed. ; *Oran R. Young, ed., Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience*, Cambridge : The MIT Press, 1997 ; Martin Hewson and Timothy J. Sinclair, eds., *Approaches to Global Governance Theory*, New York : State University New York, 1999 ; 大芝亮・山田敦「グローバル・ガバナンスの理論的展開」(『国際問題』第四三八号、一九九六年九月、二二一-二四頁)。渡辺昭夫・土山實男 編『グローバル・ガヴァナンス—政府なき秩序の模索—』(東京大

学出版会)二〇〇一年。

- (19) このような観点から国際レジームを扱ったものとして以下を参照。Stephen D. Krasner, *Structural Conflict : The Third World Against Global Liberalism*, Berkeley : University of California Press, 1985.
- (20) このような視点に立つものとしてたとえば以下を参照。op. cit., Gale.
- (21) たとえば山本吉宣「国際レジーム論—政府なき統治を求めて」(『國際法外交雜誌』第九五卷 第一号、一九九六年四月)四五～四六頁。
- (22) Gale, *The Tropical Timber Trade Regime*, p. 28.
- (23) たゞは以下を参照。Andrew Haseenclever, Peter Mayer and Volker Rittberger, *Theories of International Regimes*, Cambridge : Cambridge University Press, 1997 : "Integrating theories of International Regimes," *Review of International Studies*, vol. 26, no. 1, 2000, pp. 3-33.
- (24) Robert O. Keohane, "Neoliberal Institutionalism : A Perspective on World Politics," in *Neorealism and Its Critics*, ed by Robert O. Keohane, New York : Columbia University Press, 1986, p. 17.
- (25) 石田 淳「コンストラクティヴィズムの存在論とその分析射程」(『國際政治』第二二四号、二〇〇〇年、一五～一六頁)。
- (26) 以下の研究は国際レジーム論の全般的な統合を試みる野心的なものである。しかし実証主義国際関係理論といわゆる批判主義的国際関係理論は認識論上の共通化が困難であり、結論として理論的総合はあくまで実証主義の枠内にとどまらざるをえないことと云ふのであった。Andrew Haseenclever, Peter Mayer and Volker Rittberger, *Theories of International Regimes*, Cambridge : Cambridge University Press, 1997 : "Integrating theories of International Regimes," *Review of International Studies*, vol. 26, no. 1, 2000, pp. 3-33.
- (27) この点に関しては、拙稿「国際関係理論の認識論的転回—実証主義批判と権力／知—」(『筑波法政』、第三一号、

- 二〇〇一年九月、五一～九〇頁）および「コンストラクティヴィズムと権力／知—アレキサンダー・ウェントを中心に—」
 （『筑波法政』、第三四号、二〇〇三年三月、一二七～一四一頁）を参照。
- (28) 「抑圧装置」および「イデオロギー装置」の概念に関しては、ルイ・アルチュセール（柳内 隆 訳）「イデオロギーと
 国家のイデオロギー装置」（ルイ・アルチュセール 他『アルチュセールの〈イデオロギー〉論』、三交社、一九九三年）
 七～一一頁を参照。
- (29) 「国際的法制度化」概念については以下を参照。Kenneth W. Abbott, Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne - Marie
 Slaughter and Duncan Snidal, "The Concept of Legalization," in *Legalization and World Politics*, ed. by Judith L. Goldstein,
 Miles Kahler, Robert O. Keohane, Anne - Marie Slaughter, Cambridge: The MIT Press, 2001, pp. 19-35.
- (30) ジャック・デリダ（堅田研一 訳）『法の力』（法政大学出版社）一九九九年。
- (31) 同書、三〇頁。
- (32) ヴァルター・ベンヤミン（野村 修 編訳）『暴力批判論 他十編—ベンヤミンの仕事—』（岩波文庫）一九九四年、
 二七～六五頁。
- (33) デリダ、前掲書、九八頁。
- (34) 同書、三一頁。
- (35) 現代政治学における「制度（化）」概念および新制度学派の潮流については、たとえば以下を参照。河野勝『制度』
 （東京大学出版会）二〇〇二年。
- (36) *op. cit.*, Foucault, 1972, p. 194.

シル・ドゥルーズによれば、（フーコーのいう）「装置とは、何よりもまず、縋りあわされた糸のかたまりであり、多重
 線形的な総体である。それは、異なった本性をもつ複数の線で合成されている。しかも、装置を構成しているそれらの線
 は、客観、主観、ランガージュなどといった、それぞれがそれなりに等質であるとされるようなシステムを際立たせるの

- ではなく、つまりその輪郭をはっきりさせるのではなく、かえって、つねにアンバランスなプロセスをいくつかの方向に沿って描き、そして互いに、あるときは近づいたり、またあるときは遠ざかったりするのである。それぞれの線は、方向の変化に従ってジグザグになったり、派生に従って二股に分かれたり分岐したりする。可視的対象、定式可能な言表、現に働いている力、位置づけられている主体、これらは、言うならばベクトルあるいはテンソルである。」ジル・ドゥルーズ(財津 理 訳)「装置とは何か」(『現代思想』、一九九七年三月、六八頁)。
- (37) たとえば以下を参照。F. P. Walters, *A History of the League of Nations*. Reprinted, Oxford : Oxford University Press, 1960.
- (38) デリダ、前掲書、一〇〇頁。
- (39) ベンヤミン、前掲書、四三頁。デリダ、前掲書、一二二頁。
- (40) John Gerard Ruggie, "Multilateralism : The Anatomy of an Institution," in *Multilateralism Matters : The Theory and Praxis of an Institutional Form*. New York : Columbia University Press, 1993, p. 23.
- (41) この点については以下を参照。最上敏樹「思想としての国際機構」(山之内靖 他編『岩波講座 社会科学の方法Ⅹ グローバル・ネットワーク』、岩波書店、一九九四年、八一〜一四一頁)。
- (42) Stephen D. Krasner, *Sovereignty : Organized Hypocrisy*. Princeton : Princeton University Press, 1999 ; "Organized Hypocrisy in nineteenth-century East Asia," *International Relations of the Asia-Pacific*, vol. 1, no. 2, 2001, pp173-197. (河野勝 訳)「タロー・パリゼーション論批判―主権概念の再検討―」(渡辺・土山 編、前掲書、四五〜六八頁)。および河野、前掲書、七九〜一〇九頁も参照。
- (43) *Ibid.*, Krasner, 1999, pp. 9-25. 同論文、五四〜六三頁。
- (44) *Ibid.* Krasner, 1999; 2001; クラスナー、前掲論文。「組織的偽善」の概念については以下も参照のトビ。Nill Brunsson, *The Organization of Hypocrisy : Talk, Decisions and Actions in Organizations*, Chichester : John Wiley and Sons, 1989.
- (45) たとえば以下を参照。Steve Smith, "Globalization and the governance of space : a critique of Krasner on sovereignty," *op. cit.*,

International Relations of the Asia-Pacific, pp. 199-226.

- (46) ブルデューの「象徴権力論」については以下を参照。Pierre Bourdieu and Jean-Claude Passeron, *Reproduction : In Education, Society and Culture*, trans. by Richard Nice, London : SAGE, 1977 ; Pierre Bourdieu, *Language and Symbolic Power*, trans. by Matthew Adamson, Cambridge : Polity Press, 1991.

- (47) *op. cit.*, Bourdieu and Passeron, p. 4.

- (48) ブルデューが象徴権力の典型としてあげるのが教育システムである。Pierre Bourdieu, *Distinction : A Social Critique of the Judgement of Taste*, trans. by Richard Nice, Cambridge : Harvard University Press, 1984.